

内灘町公共工事の前金払取扱要綱

平成17年8月17日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づき、公共工事の前金払をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共工事」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事をいう。

2 この要綱において「中間前金払」とは、地方自治法施行令附則第7条の規定により、既にした前金払に追加してする前金払をいう。

(前金払の割合)

第3条 町長は、別表左欄に掲げる公共工事の区分に応じ、それぞれ同表の契約金額の欄に掲げる契約金額の公共工事について前金払をすることができる。

(中間前金払)

第4条 町長は、前条の規定により前金払(中間前金払を除く。)をした別表に掲げる公共工事で、次の各号のいずれにも該当するものについては、同表の契約金額の欄に掲げる契約金額の当該公共工事についても中間前金払をすることができる。

- (1) 工期が150日以上のものであること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 部分払の支払を受けていないこと。
- (6) 本町から契約金額の2割5分以上の額に相当する額の公共工事の資材の支給を受けていないこと。

2 工期が2年度以上にわたる公共工事に係る前項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは、「当該年度における工期」と、同項第4号中「請負代金額」とあるのは「当該年度において実施すべき契約金額」と、同項第5号中「部分払」とあるのは「当該年度において実施すべき契約金額に対する部分払」と、同項第6号中「契約金額」とあるのは「当該年度において実施すべき契約金額」とする。

(前金払の額)

第5条 前金払の額は、別表のとおりとする。

(前金払の制限)

第6条 町長は、前3条の規定にかかわらず、その工事の性質上その他特に必要があると認めるときは、前金払をしないこと、又は前金払の額を減額することができる。

(前金払の請求)

第7条 この要綱の規定に基づき前金払を受けようとする者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて、前金払の支払いについて(様式第1号)により町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、工期が2年度以上にわたる公共工事については、各年度ごとに当該年度において実施すべき契約金額に相当する金額に対し、別表に定める割合で算出した額を分割して請求させるものとする。

(中間前金払の認定)

第8条 この要綱の規定に基づき中間前金払を受けようとする者は、あらかじめ、中間前金払に係る町長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、中間前金払認定請求書(様式第2号)に町長が必要があると認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、工期が2年度以上にわたる別表に掲げる公共工事については、各年度ごとに当該年度において実施すべき契約金額に相当する金額に対し、同表に定める割合で算出した額を分割して申請させるものとする。

3 町長は、前項の申請があったときは、中間前金払をすることについて適当と認めるものについて当該中間前金払の額を決定し、当該申請をした者に中間前金払認定調書(様式第3号)により通知するものとする。

(中間前金払の請求)

第9条 前条第3項の規定による認定の通知を受けた者は、中間前金払の支払いについて(様式第4号)に保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後の契約の締結に係る公共工事の前金払について適用する。

別表(第3条、第4条、第5条、第7条関係)

公共工事	契約金額	前金払(中間前金払を除く)の額		中間前金払の額	
		割合	限度額	割合	限度額
(1) 土木建築に関する工事(次号及び工事の用に供することを目的とする機械類の製造に該当するものを除く。)	300万円以上	契約金額の4割以内	5,000万円	契約金額の2割以内	5,000万円(前金払額を含む)
(2) 土木建築に関する工事の設計若しくは土木建築に関する工事に関する調査	300万円以上	契約金額の3割以内	1,000万円		
(3) 測量	300万円以上	契約金額の3割以内	1,000万円		
<p>摘 要</p> <p>1 この表の第1号に掲げる公共工事について、契約金額の2割5分以上の額に相当する額の当該公共工事の資材を本町が支給する場合における前金払(中間前金払を除く。)の額は、当該契約金額の2割5分以内とする。</p> <p>2 この表の規定により算出した前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>					